

聴

身体障害者診断書・意見書

聴覚・平衡機能・音声機能・  
言語機能・そしやく機能障害用

氏 名	年 月 日生	男 女
住 所		
① 障害名 (部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通, 労災, その他の事故, 戦傷, 戦災, 自然災害, 疾病, 先天性, その他 ( )	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場 所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定 (推定)		年 月 日
⑤ 総合所見 (再認定の項目も記入)		
[ 将来再認定 要 (軽度化・重度化)・ 不要 ]		
[ 再認定の時期 年 月 ]		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日		
病院又は診療所の名称 所 在 地		
診療担当科名	科	医師氏名 印
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は, 身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ( 級相当) ・該当しない		
注 1 障害名の欄には, 聴覚障害, 平衡機能障害等と記入し, 原因となった疾病・外傷名の欄には, 先天性難聴等障害の原因となった疾病等を記入するとともに, 該当する事項を○で囲んでください (「その他」を囲んだ場合は ( ) 内に具体的に記入してください。)		
2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については, 「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)を添付してください。		
3 障害区分や等級決定のため, 改めて状態及び所見についてお問い合わせをする場合があります。		

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

【はじめに】 〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。）。

- 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	dB
左	dB

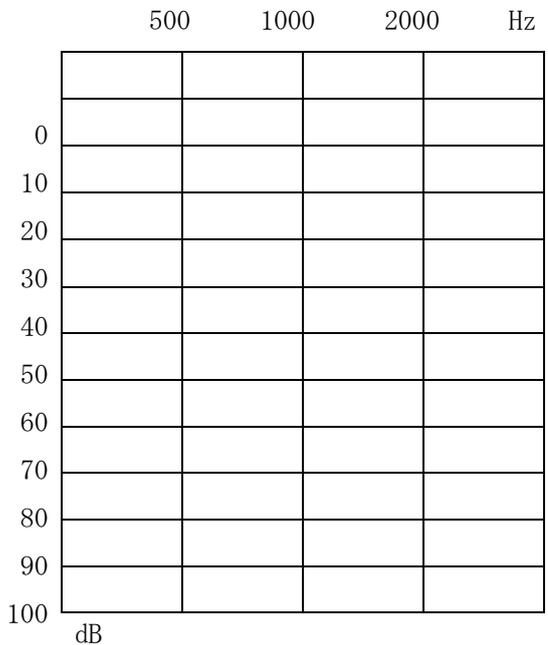
(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）

ア 純音による検査

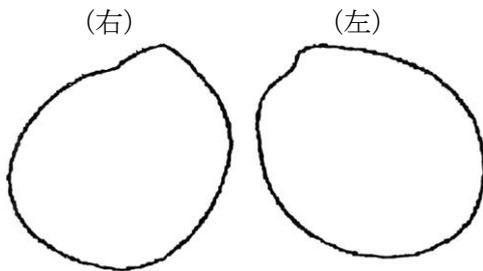
オージオメータの型式 \_\_\_\_\_

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴



(3) 鼓膜の状態



(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 ・ 無

（注）2級と診断する場合、記載すること。

イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

#### 4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

##### (1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は（ ）内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害  
→「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
  - 咬合異常によるそしゃく機能の障害  
→「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

##### ① そしゃく・嚥下機能の障害

###### a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

###### b 参考となる検査所見

###### ア 各器官の一般的検査

###### 〈参考〉各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力，不随意運動の有無，反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状，運動能力，反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動，反射異常
- ・声帯：内外転運動，梨状窩の唾液貯溜

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し，異常の部位，内容，程度等を詳細に記載すること。）

###### イ 嚥下状態の観察と検査

###### 〈参考1〉各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

###### 〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物，半固形物，流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回，2回に1回程度，数回に1回，ほとんど無し）

##### ○ 観察・検査の方法

- エックス線検査（ ）
- 内視鏡検査（ ）
- その他（ ）

- 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から，嚥下状態について詳細に記載すること。）

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり，歯科矯正治療等を必要とする。  
 その他

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では，上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

(2) その他（今後の見込み等）

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは，経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの  
 延髄機能障害（仮性球麻痺，血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの  
 外傷，腫瘍切除等による顎（顎関節を含む），口腔（舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく筋等），咽頭，喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは，著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの  
 延髄機能障害（仮性球麻痺，血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの  
 外傷・腫瘍切除等による顎（顎関節を含む），口腔（舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく筋等），咽頭，喉頭の欠損等によるもの  
 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定に当たっては，JIS規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は，周波数 500，1000，2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa，b，cとした場合， $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し，a，b，cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は，当該dB値を105dBとして当該算式を計上し，聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については，「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとする。

(3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については，必要とされる栄養摂取の方法等が，どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し，該当する障害について認定することが必要である。

